

豊田市営住宅人数要件に係る取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊田市営住宅条例（平成9年条例第43号）（以下「条例」という。）第6条第1項第7号及び豊田市営住宅管理規則（平成9年規則第49号）（以下「規則」という。）別表第1、第2に規定する入居人数に関して、必要な事項を定めるものとする。

(人数要件の例外)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、条例第8条第1項の規定における申請があった場合、条例第6条第1項第7号の規定を満たす者とみなす。

- (1) 豊田市営住宅建替事業実施要綱に定める建替対象者及び推進対象者
- (2) 災害により住宅が滅失した者
- (3) 車椅子世帯向け住宅、シルバーハウジング及び家族形成期支援住戸への申込みを希望している者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、条例第11条の2第1項の規定における申請があった場合、条例第6条第1項第7号の規定を満たす者とみなす。

- (1) 条例第6条第2項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者に該当する者
- (2) 条例第11条の2第1項に規定する更新申請期限までに条例第15条第3項の規定により市長が認定した収入の額が条例第6条第1項第3号に規定する金額を超えない者

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月2日から施行する。